

# 『特定粉じん作業』特別教育

本講習は、労働安全衛生法第59条に基づき就業に必要な知識を付与するための講習です。

アーク溶接作業やグラインダーによる研削、研磨作業等の粉じん作業はほとんどの職場において行われておりますが、労働安全衛生法では、粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業に従事する者に特別な教育を行うことを義務付けています。

当協会では事業者に代わり以下の要領で「粉じん作業」特別教育を開催致します。

## 受講対象者

1. 粉じん障害防止規則別表第2に定められている特定粉じん作業に従事する者。
2. じん肺法施行規則別表に定められている粉じん業務（土石・岩石・鉱物・金属等を溶断・溶接・研磨・ばりとり・裁断・ふるい分けする等の作業）に従事する者。
3. 粉じん作業を有する事業所の安全衛生担当者及び職長等の責任者

## 1. 日時・場所

回	日 程	時 間	会 場
第1回	2019年 5月29日(水)	9:20~15:35	若松市民会館 (JR若松駅前) 2階 第三集会室
第2回	2019年 8月28日(水)		
第3回	2019年 11月15日(金)		
第4回	2020年 2月 7日(金)		

## 2. 受講料・テキスト代（消費税込）

2019年4月1日～9月30日まで（消費税8%を含む）

（単位：円）

	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	6,480	860	7,340
一 般	8,640		9,500

2019年10月1日以降（消費税10%を含む）

（単位：円）

	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	6,600	880	7,480
一 般	8,800		9,680

## 3. カリキュラム

講 習 内 容	時 間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1.0時間
作業場の管理	1.0時間
呼吸用保護具の使用の方法	0.5時間
粉じんに係る疾病及び健康管理	1.0時間
関係法令	1.0時間

## 4. 申込み方法：

- ① 所定の受講申請書を郵送又はFAXにて若松労働基準協会へお申し込みください。  
なお、受講申請書を前もってFAXをして頂きますと、予約として受講枠確保します。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

## 5. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会

〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階

TEL：093-751-6563、 FAX：093-863-6567

受講料振込先：北九州銀行若松支店 普通預金：6072367 若松労働基準協会  
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

## 【特定粉じん作業特別教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名	生年月日 (昭和・平成)	〒	現住所
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
	(昭和・平成)	〒	
所属 事業所	所在地	〒	
	事業所名 (印不要)	業種 製造業 建設業 その他	
		TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名		(電話)
			(FAX)
【受講希望日】 月 日	受講料振込予定日	年 月 日	
	受講料(合計)	円	
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他( )協会]			
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない			

この受講申請書にご記入いただいた個人情報(電話・FAX)は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

### 注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿